

不妊治療と養子縁組

—不妊当事者たちが追いつめられない社会の実現に向けて—

HS29-0093D

渡邊琴音

目次

はじめに

第1章 不妊治療について

第1節 不妊治療の種類とその費用

第2節 不妊治療に関する支援

第3節 不妊当事者たちの苦悩

第2章 日本の養子縁組制度

第1節 養子制度と里親制度

第2節 養子縁組の種類

第3節 改正された特別養子縁組制度

第4節 海外の養子縁組制度

第5節 特別養子縁組支援団体について

第3章 養子縁組を選択しない要因

第1節 終わりの見えない不妊治療

第2節 産むことに対するこだわり

第3節 血縁意識にとらわれる社会

第4章 不妊治療の実態と当事者の思い

～インタビュー調査を通して～

第1節 調査の概要

第2節 インタビュー調査

おわりに～不妊当事者たちが追いつめられない社会へ～

はじめに

日本では、養子縁組という選択肢よりも、不妊治療という選択を優先するケースが多い。不妊治療は経済的・精神的・身体的に大きな負担がかかる。そのうえ、確実に子どもができるというわけでもない。「子どもを育てたい」という願望を叶える点では、不妊治療で子どもを産むのも、養子縁組で養子をもらうのも同様である。本稿は、子どもを産みたくても産めない人が、子どもをもつ手段として不妊治療と養子縁組という二つの手段があるにも関わらず、なぜ

不妊治療を選択するケースが多いのかを明らかにする。養子縁組という手段があるにも関わらず、なぜ日本人は養子縁組を選択しないのかについて考えることで、不妊当事者たちが、不妊であることにより、精神的、経済的に追いつめられない社会にするためには、何が必要なのかを明らかにする。

1 不妊治療について

不妊治療の代表的な例として、タイミング指導法・人工授精・体外受精・顕微授精の四つがある。体外受精は一回30万円から50万円、顕微授精は一回35万円から60万円と、不妊治療は高額な治療法が多い。その上、毎回の薬代、診察料も掛かるため、経済的な負担がとても大きい。政府は不妊治療に関して助成金制度を設けているが、年齢や回数、世帯年収などの制限が厳しく、当事者たちの負担を十分に減らせるものではない。

2 日本の養子縁組制度

日本の養子縁組制度は、普通養子縁組制度と特別養子縁組制度の二種類に分かれている。厚生労働省によると、普通養子縁組制度とは、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式であると示されている。一方、特別養子縁組制度は、実親との親族関係が解消され、養子と養親が戸籍上実の親子と同様の表記になるものとして、昭和62年に成立した。本稿では主に特別養子縁組制度について論じている。

アメリカ、フランスなどの海外の養子縁組の現状と比較すると、日本の養子縁組制度では審判の際に親権がすぐに実親からなくなることに

より、子が実親を知る権利を害していることや、同性カップルや独身者では養親候補者にはなれないこと、経済的な支援が無いことが挙げられるなどの、様々な問題点が浮き彫りとなった。

3 養子縁組を選択しない要因

日本において、子どもを産みたくても産めない人が養子縁組ではなく、不妊治療を優先するケースが多い要因として、まず一つ目は不妊治療に終わりが無いことが挙げられる。生殖技術や医療が発達した今日においては、40代での出産も不可能ではなく、それ故に年齢を理由に不妊治療をやめるという選択肢が薄れている。また、多くのお金や時間を不妊治療にかけた分、不妊治療で妊娠するという事それ自体が最終目標となり、不妊治療をやめるという選択肢が見えづらくなってしまっている当事者もいる。

二つ目の要因は、日本人が産むこと自体にこだわりをもっているからである。「お腹を痛めて産んだ子ども」という表現があるように、日本ではお腹を痛めて産むことで子どもに愛情が湧くという考え方があり。現に、アメリカやフランスにおいて、無痛分娩が分娩方法の約半数を占めているのに対して、日本では無痛分娩は5.3%と全く普及していない。日本人は出産という過程を重要視しているからこそ、出産という過程を経ない養子縁組が、不妊治療よりも後回しにされているのである。

三つ目の要因は、日本人は血縁を重要視しているからである。親子関係において、近年は血縁より信頼関係を重要視する考え方も増えてきているが、現実には依然として血縁が重要視されている。

4 インタビュー調査

第4章では、仕事をしながら不妊治療をした経験を持つ既婚女性のTさんにインタビュー調査を行った。インタビュー調査から、検査時の痛み、仕事をしながら治療をする難しさ、治療時の配偶者の振る舞いによりTさんの配偶者へ

の信頼が次第になくなっていく様子などを知ることができた。Tさんは25歳から一年間不妊治療をしたうえで、最終的には治療をやめるという判断をし、配偶者との子どもを持たないという選択をした。Tさんは自身の選択に後悔している様子は全くなく、充実した生活を送っているようである。つまり、Tさんにとっては不妊治療の継続や特別養子縁組とは別の、より良いもう一つの選択肢が存在していたのである。

おわりに

これまで不妊当事者たちの選択肢として、不妊治療と養子縁組の二つの選択肢があると述べてきた。しかし、Tさんのインタビュー調査を経て、不妊当事者たちの選択肢は不妊治療と養子縁組のどちらかに限られている訳ではなく、どちらも選択せず子どもを持たない人生を選択することもまた、不妊当事者の選択肢の一つであることが明らかになった。

不妊当事者にとって不妊治療という一つの選択肢以外が見えづらくなっているのが日本の現状である。不妊当事者たちが追いつめられない社会を実現するには、現状の問題を見直し、当事者に合った自由な選択ができる社会になることが望ましい。

参考文献(一部抜粋)

- 江原由美子(1996)『生殖技術とジェンダー～フェミニズムの主張3～』勁草書房
菊田昇(1979)『この赤ちゃんにもしあわせを～菊田医師赤ちゃんあっせん事件の記録～』人間と歴史社
後藤絵里(2016)『産まなくても、育てられます』講談社
鈴木博人(2020)『養子縁組の国際比較』明石書店
竹田恵子(2018)『不妊・当事者の経験』洛北出版
橘木俊詔(2011)『無縁社会の正体～血縁・地縁・社縁はいかに崩壊したか～』PHP研究所
野辺陽子(2018)『養子縁組の社会学』新曜社